

# 研・学 9 条の会 ニュース No. 70



2020 年 9 月発行

〒300-2667 つくば市中別府 591-7

電話/Fax 029-847-3884

(<http://peace.arrow.jp/tsc>)

## 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の 2020 年度の結果について

文責 手島昌己（研・学 9 条の会世話人）

8 月 28 日、2020 年度採択結果が発表された。予算は 95 億円で、昨年度の 101 億円からやや減少した。昨年度は、2 次募集で、筑波大学が国立大学として初めて、防衛装備庁の 20 億円の大規模研究課題に採択されて、今年度の応募状況、特に大学からの応募件数に影響が出るのか注目されていた。以下の報告は、軍学共同反対連絡会のニューズレター No. 47 を参考にまとめてみた。

### ● 応募件数と採択件数

応募数と採択数の推移を下の表で示すが、応募数は昨年の 1 次募集と比べると、大学はほぼ現状維持、公的研究機関は+25 件、企業等は+37 件で、全体は 2 倍以上の 120 件で、過去最高になった。これは、昨年度の応募が少なくして 2 次募集をしたことからの反省から、今年度の募集を前倒したうえで、1 月 28 日から 5 月 27 日までと期間を伸ばしたことが反映している。

軍事的安全保障技術推進制度応募採択								
年度	大学等		公的研究機関		企業等		総計	
	応募	採択	応募	採択	応募	採択	応募	採択
2015	58	4	22	3	29	2	109	9
2016	23	5	11	2	10	3	44	10
2017	22	0(5)	27	5	55	9	104	14(5)
2018	12	3(2)	12	7(3)	49	9(9)	73	19(14)
2019_1	8	2(1)	15	7(1)	34	7(8)	57	19(10)
2019_2	1	1	18	0(2)	25	4(5)	44	5(7)
2020	9	2(1)	40	10(1)	71	9(8)	120	21(10)

( )内は分担機関

大学等とは大学、高専、大学共同利用機関

公的研究機関とは、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人

民間等とは、民間企業、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人

2019\_1 は 1 次募集、2019\_2 は 2 次募集

今年度の企業等の応募数増加は、コロナ禍による景気減速の影響が反映したと思われる。しかし、企業の応募

は、ベンチャー企業が多く、大企業からの応募は年々減ってきている。我が国の大企業の研究力が弱まっていることが影響しているのかもしれない。

採択件数では、物質・材料機構は 3 件、宇宙航空研究開発機構が 2 件、理化学研究所が 2 件、初参入の海上・港湾・航空技術研究所が 2 件、海洋研究開発機構が 1 件と公的研究機関だけで 21 件中 10 件を占めている。今後、公的研究機関の参入がさらに増えることが予想される。池内氏の分析によれば、大学：公的研究機関：企業の応募数の割合は 10%：30%：60%で、今後この傾向で推移しそうである。

### ● 研究課題の特徴

防衛省内にサイバー部隊が設置されたこともあって、関連する課題に 2 大学が採択された。サイバー攻撃への対処（情報セキュリティ大学院大学）あらたな暗号システムの実現（玉川大学）である。また、AI を用いた画像解析や AI によるソフトウェアのセキュリティ確保のように、AI の有効利用を積極的に推進している。

S タイプの大規模研究課題では、超高温・超高压で稼働する超音速ジェットエンジンへの応用を視野に、衝撃時の複合材料の損傷過程とか超高温状況での材料の劣化や高温構造材料の疲労試験など、極限状況下で有効に耐え得る材料を探索するテーマが目立ち、海上や水中での給電システムや海中での可視化・探査技術など、相変わらず海洋探査は防衛技術の大きな柱となっている。

今後、ミサイル防衛のための、新型兵器開発の研究への傾向が強まるのが危惧される。

---

投稿(2020年9月20日)

## 筑波大学永田学長の見解について

### 『防衛のための研究は軍事研究ではない』

文責 手島昌己(研・学9条の会世話人)

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度(推進制度)が2015年から始まってから今年で6年目になった。日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017.3.24)が出されて、軍学共同研究に反対する動きが全国に広がり、大学からの応募が年々減少してきた。昨年12月、筑波大学が「推進制度」の2次募集に応募し、大規模研究助成(5年間で最大20億円)に大学として初めて採択された。

軍学共同反対連絡会は「防衛装備庁助成研究制度への応募・採択に抗議しその中止を求める」署名運動を展開し、3月11日に4500余の署名者を代表して、筑波大学に研究の中止の申し入れを行った。「連絡会」の質問に対して回答するかたちで話し合いが行われ、筑波大学側は、この研究参加を正当化するために以下のような言い訳をした。

『採択された課題は基礎研究だから軍事研究でない』と主張して、2018年12月に定めた「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」(基本方針)に反しないと強弁した。防衛装備庁の公募要領では「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託するもの」と明確に書いてあるにもかかわらず、同要領の後段に「採択にあたって、防衛装備品への応用可能性は審査の観点に含めていません。」と明記されていることをもって、本申請の研究内容は新規材料に関する基礎研究であり、軍事兵器への応用を意図したものではないと、都合の悪い文は読み飛ばして、都合の良い文だけを根拠に主張したのである。

また、筑波大学の基本方針との整合性については、学内に設置した審査委員会において審査し、基本方針の趣旨に沿っているものと判断し、応募を可として決定したと説明している。可とする根拠は、他省庁が公募する競争的資金と同様の制度であると、勝手な判断をしている。しかし、審査の経過と内容について質問したところ、審査内容を非公開情報としているので、回答できな

いと、公表を拒んだ。

「研究者の自主性」と「研究の公開性」についても、あくまで本制度の公募要領に書いてある文書を根拠に、「基本方針」の趣旨に沿っていると判断したと回答した。日本学術会議声明の「安全保障技術研究推進制度では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」という指摘に真っ向から反対し、防衛装備庁の説明を検証もせず鵜呑みにして正当化している。

### 永田学長の記者会見(3月26日)

「相手国の領土や国民を侵すことにつながるものやアタッキング(攻撃)するもの」、即ち「攻撃に使う兵器開発に関わるのが軍事研究だ」と述べた。「防衛のための研究は軍事研究に当たらない」と強調したうえで、「採択された研究課題は、防衛目的のものでもなく、軍事研究に当たらない」と説明し、全く問題ないことを強調した。

防衛予算を受けて研究することに対して、「資金の出所は(防衛省や米軍など)どこであっても構わず、軍事研究かどうかの見極めは研究内容で判断した。」と述べ、資金の出所で判断しないと説明した。日本学術会議は2017年の声明で「まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」にも真っ向から反対する見解を述べた。

安倍政権は防衛装備庁を設置し、軍需産業を育成して武器輸出を推進してきた。そのため、「安全保障技術研究推進制度」をつくり、民間企業と自衛隊で構成する軍産複合体(軍部と軍需産業の癒着した体制)に大学や研究機関を取り込み、日本の軍需産業を育成することにしたのである。しかし、日本学術会議の声明が待ったをかけたため、大学の応募が減り、安倍政権の期待通りに軍学共同が進まなかった。昨年度は応募が減って、2次募集をしなければならない事態が起きた。そこで、急遽、国大協会長も務める学長の筑波大学に白羽の矢が立ったのである。このようにとらえると、国大協理事会に諮ることなく、永田学長は勝手な発言を繰り返し、日本学術会議の声明に反対し、防衛装備庁の研究助成金を使う研究は軍事研究ではないと主張し、防衛装備庁の大規模研究課題を強引に押し進める背景がみえてくる。

## 国立研究開発法人の望ましいあり方とは？

小滝 豊美 (日本科学者会議茨城支部)

### はじめに

2020年8月28日、安倍首相は、持病の悪化を理由に退陣を表明した。国立研究機関は、2015年に施行された安倍政権下での独法改革で「安倍政権の成長戦略を推進する」という役割を担わされ、「国立研究開発法人」という名称を付す独法になった。次の政権が全く違う「成長戦略」を持ち出したら、国立研究開発法人は、どこへ向かえばいいのだろうか。特定の政権の方針と強く結びついた研究機関は巨大な矛盾を抱えて、国民の負託に応えることができない金食い虫になりはてるのではないか。

ここでは、独立行政法人制度の「改革」を概観し、政権から押しつけられた方針が職場どううけとめられているか、労働組合員を対象にしたアンケート結果に触れながら報告する。

### 1 独立行政法人制度とその「改革」

2001年国立試験研究機関の多くは博物館、美術館などと共に、いわゆる橋本行革の一環として制定された独立行政法人通則法(独法通則法)に基づき独法化された。その後、2006年第2期中期計画期間からの非公務員化、2007年福田政権の「整理合理化計画」、2009年民主党政権下での「事務・事業の見直しの基本方針」および「制度・組織の見直しの基本方針」、2014年安倍政権による独法通則法の改正と、国立研究機関は絶えず「改革」の対象とされ続けてきた。「国立研究開発法人」という名称が使われるようになったのは、改正独法通則法が施行された2015年からである。安倍政権の独法改革で特筆すべきは、「特定国立研究開発法人」の設置である。この法人は制度上独法であるが、「国家戦略に基づき・・・科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を出すことが期待される法人」をとされ、現在、物質・材料研究機構、理化学研究所および産業総合技術研究所(産総研)が指定されている。この「特定国立研究開発法人」を設置する特措法は、STAP細胞にまつわる研究不正問題のため、その成立が2016年にずれ込んだ。奇妙なことに、あえて「特定」し国家戦略への貢献を期待しながら、特段の予算措置はしないという矛盾した対

応がなされている。

## 2 アベノミクスと Society5.0

農業・生物産業総合研究機構(農研機構)は成長戦略に技術的面から貢献することを期待されている。2016年度から始まった第4期中長期計画では、このような事情を背景に、地方重視の方針を打ち出した。ところが、2018年4月に前総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)常勤議員であった久間和生氏が理事長に就任すると、中長期計画の途中にもかかわらず突然「農業分野の Society5.0の実現」が組織目標として提示され、それに研究計画や内部組織が変更された。

安倍政権の成長戦略のキーワードの一つである Society5.0 という言葉は、「第5期科学技術基本計画」

(2016年1月)で始めて公文書に現れた。そこでは「超スマート社会」を実現するための取り組みを「Society5.0」と呼んだ、その後、「超スマート社会」と「Society5.0」とは同義された。ところが、「超スマート社会」や「Society5.0」という言葉は、社会科学的にも認知されておらず、職員にも十分には理解・受容されてはいない。

Society5.0 がどのように受け止められているかを問うたアンケートの結果を見てみよう(図1)。2019年6月に国立試験研究機関全国交流集会(国研集会)実行委員会が組合員約3200人を対象に実施したアンケート(回答者総数841人)によると、「あなたはソサエティ5.0を知っていますか。」という質問に対して、農林系の研究機関の組合員の32%は「よく知っている」と答えたのに対して農林系以外の研究機関の組合員で「よく知っている」と回答したのは13%にとどまり逆に「聞いたことがない」は34%にのぼった。加えて、上記の質問の自由記入欄に書き込まれた120以上のコメントはほぼ全てが否定的なものであった。特に、Society 5.0が何かわからないという意見と共に、Society5.0の実現に拘るあまり研究の多様性が失われることへの憂慮を示す意見が目立った。それほど Society5.0が重要なら、なぜ他の国立研究開発法人で取り組みが目立たず、職員の関心も薄いのだろうか？試みに産業総合技術研究所のウェブサイト(<https://www.aist.go.jp/>) (最終閲覧日 2019年9月10日)で「Society5.0」をサイト内検索したところ、520件余りがヒットしたのに対して、農研機構のウェブサイト(<https://www.naro.affrc.go.jp/index.html>) (最終閲覧日 2019年9月10日)の内部検索ではヒット数8700件余り

で、文字通り桁違いの差があった。

それぞれのサイトで「産総研」、「農研機構」を検索すると6.4万件、7.2万件なので、自身の組織名に言及する頻度と比較して、農研機構がより頻繁に Society5.0 に言及している。CSTIの常勤議員として Society5.0の策定等に活躍した理事長の「リーダーシップ」が発揮されているのだ。

### 3 「改革」の中身を問おう

すでに述べたように独法は繰り返し「改革」の検討対象とされてきた。しかし、「改革」によって実態は改善されただろうか。例えば、研究職員一人あたりの年間発

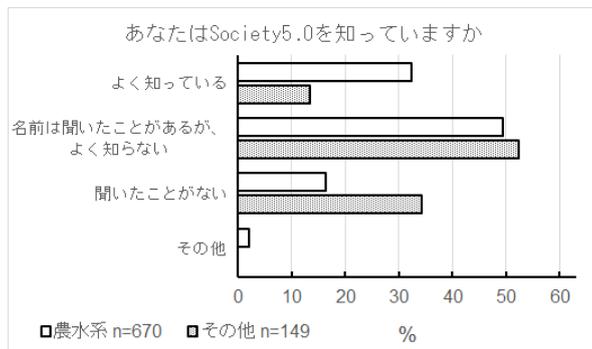


図1 組合員に対するアンケート結果

表論文数の変化を調べた(図2)。ただし、この数字は、年度毎の発表論文数を単純にそのときの研究職員数で割ったものであることに留意されたい。農研機構におけるその数は、2001年からの第1期中期計画期間中はおおよそ0.7本、2006年からの第2期中期計画期間中に0.8本を越えた。しかし、2011年度からの第3期の後半から0.8本を下回り、2016年からの第4期中長期計画期間に入ると急に数値が低下した。その要因は様々考えられるがここでは、省略する。この状態ではたして「改革」がうまくいっているといえるのだろうか。

何度もの「改革」(の検討)を経たにもかかわらず、上に述べたように「改革」はうまくいっているように見えない。組合員からは、「現場の意見が反映されない、上層部の意向が伝わらない」、「所内の事務手続きが煩雑だ」という声上がる。それは、トップダウンのリーダーシップや組織のマネジメントの失敗を意味している。「改革」というポーズではなく、中身を伴った組織運営のまっとうな改革こそが必要なのだ。

研究所の運営のため国から基盤的な経費として措置される運営費交付金は、独法化以降機械的に削減されてき

た。その減少分を補うように、研究者には外部資金獲得が求められる。しかし、中長期計画遂行に必要な経費は当然運営費交付金でカバーされるべきではないか。それが運営費交付金の役割のはずである。独法の業務を、家を建てることにたとえてみよう。外部資金を獲得して中長期計画を実行することのおかしさがわかるのではないか。「家を建てるために職人を雇い賃金は支払う。しかし、予算が足りないので、一部の建材は職人の責任と負担で調達する。」そのような仕事を引き受ける職人がいるわけがない。

「リーダーシップ」や「トップダウン」、「ガバナンスの強化」、「選択と集中」が「改革」のキーワードと

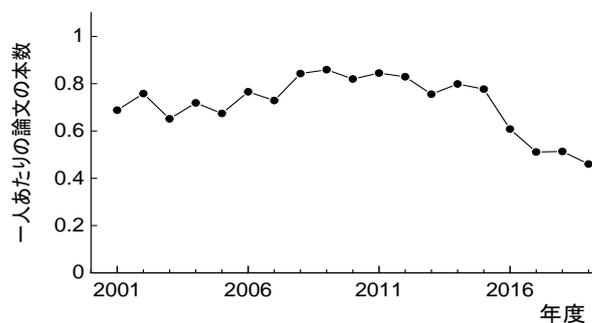


図2 農研機構における研究職員一人あたりの公表論文数の推移

してしばしば登場する。これらはリーダーや選択する人が「間違いを犯さない」ことが前提だが、その前提自体を疑うべきである。加えて強調しておきたいのは、時の政権が求める成果ばかりを追い求めても、突然の辞任や政権交代で、急に方針が変更されてしまうリスクである。現に第4期中長期計画期間中の理事長交代で、研究の方針が大きく変更されるという事態を経験しているのだ。

研究機関のなすべき仕事の内容が、時の政権の方針に強く影響されるのは好ましくない。選挙結果次第で「国家戦略」が急に変わってしまうことは大いにあり得る。むしろ政権から与えられた「成長戦略」等から距離を置き、それぞれの研究機関本来の設置目的に立ち返って世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することが今こそ求められている。

Society5.0とは人間社会の歴史において、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会のこと。第5期科学技術基本計画において、「超スマート社会を実現するための一連の取組」として提唱された。

投稿(2020年9月20日)

## 「科学技術・イノベーション基本法」 (改定・科学技術基本法)の問題点

文責 手島昌己(研・学9条の会世話人)

先の国会で、「科学技術基本法」が、十分な審議がなされない中、「科学技術・イノベーション基本法」に改定されました。コロナ対策の予算審議で、メディア等の報道もほとんどなかった。

旧「科学技術基本法」は、1995年に全会一致で成立した議員立法で、科学技術振興の理念・原則、方針を定めていた。第5条には、基礎研究の推進における国の役割の重要性を規定している。科学技術基本法の立案者の自民党・尾身幸次氏は「基礎研究を重点にして、科学技術全体のレベルアップを図っていく」(『科学技術立国論』)と基本法の眼目を語っていた。この年から科学技術関係予算は12.4%に増えたが、実際は、目先の経済的利益につながる研究に集中投資する「選択と集中」政策を推進して、基礎研究をないがしろにしてきたのである。さらに安倍政権の下で設置された「総合科学技術・イノベーション会議」は、第5期科学技術基本計画(2016~20年)に「イノベーションの創出」の振興の路線が盛り込まれた。第5期基本計画が終了する2020年に法改正を行い、この路線は総仕上げになった。

### 日本の学術研究と教育への影響?

改定による影響は、科学技術基本法の本旨(科学技術の振興)を弱め、「科学技術の振興」の目的を「イノベーションの創出」に従属させられることが想定される。「イノベーションの創出」につながらない基礎研究は次第に衰退していくだろう。

新基本法の第6条1項には、研究開発法人及び大学等の責務として、「科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進に資するもの・・・」が法律に書かれており、イノベーション促進路線に沿って活動することを「責務」として大学など強制できることになった。このことは、大学の自主性・自律性を損なう危険性がある。旧基本法では人文・社会科学を振興対象から除いていたが、この改定で対象に含まれることになった。このことは歓迎すべき点であるが、これは、人文・社会科学を「イノベーションの創出」の手段として動員することを想定している。たとえば、自動運転技術の実用化によって法的整備の検討をするために人文・社会科学分野を動員することを狙っている。これに対して、日本学術会議は『学術の総合的発展をめざして』で、「重点部門

に資金を集中的に投入する選択と集中よりも規模は小さくとも安定的な資金を幅広く供給することを重視して、人文・社会科学研究の多様性を支えるべき」の提言をしたが、この提言に耳を傾けるべきである。

### 「第6期科学技術基本計画」に注目を!

「科学技術・イノベーション基本法は、政府が5年ごとに策定する科学技術基本計画の根拠となる法律であるため、今回の改正は日本における学術の在り方にも重要な影響を与える」(日本学術会議)と指摘しており、来年から始まる「第6期科学技術基本計画」の策定がどのような内容になるか注目される。

#### 池内了先生講演会 (Zoom ミーティング)

#### 「科学者が軍事研究に手を染めるとき」

10月14日水曜日、18時~19時30分

(1時間程度の講演+質疑応答)

筑波大学は2018年12月に、軍事研究を行わないという「基本方針」(「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」)を社会に向けて発表しました。

ところが、わずかその1年後の2019年12月、筑波大学はこの「基本方針」に反して、防衛装備庁の令和元年度「安全保障技術研究推進制度」(2次募集)研究課題Sタイプに応募し、採択されました。これは、5年間で最大20億円もの予算がつく大規模な研究資金であり、このタイプに採択された大学は筑波大学が初めてです。

この講演会では、科学者が軍事研究を行うことの問題点について、『科学者と軍事研究』(岩波新書)、『科学者は、なぜ軍事研究に手を染めてはいけないか』(みすず書房、毎日出版文化特別賞受賞)の著者である、宇宙物理学者の池内了先生(名古屋大学名誉教授)にお話しいただきます。

また、筑波大学からの「安全保障技術研究推進制度」応募、採択の経緯について、軍学共同反対連絡会・事務局長の小寺隆幸先生(元京都橘大学教授)にお話しいただきます。

#### Zoom ミーティングによる開催(予約、登録不要)

<https://zoom.us/j/98901261824?pwd=cZGUVVjMysrNTRXcE4yVXhrdWppQT09>

ミーティング ID: 989 0126 1824

パスコード: 320757

主催: 日本科学者会議茨城支部筑波大学分会、安保法制に反対する筑波大学有志の会、軍学共同反対連絡会、「平和と民主主義に根ざした研究を考える会」

賛同人の皆様へ

## 当会の現状とご支援のお願い

安倍首相は8月27日、辞意を表明し菅政権に代わりましたが、「安倍政権を継承する」ことを表明しています。これからも改憲反対運動は継続していくことになります。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会は、つくばにある研究所・大学の関係者（呼びかけ人94名）により、2005年11月12日、設立総会を開催し、活動方針、予算案、申し合わせ事項、役員、事務局体制を確認しました。

この会の目的は、憲法9条を守るという一点で力を合わせ、筑波研究学園都市研究所・大学に関係する人に向けた平和のアピールを作成し、賛同署名に取り組み、講演会や集会を行い、憲法9条を守る世論を広めることです。

運営方法などは、世話人代表5名、世話人17名（うち事務局3名）で事務局会議を随時開き、世話人会はほぼ月に一度開催し、これまでに148回開いてきました。設立以来約15年間、25回の講演と対話のつどいを開催し、広く宣伝し、参加を呼びかけてきました。ニュースは70号発行してきました。また、研究所や地域の9条の会との連携、協力を行ってきました。

この間、世話人会のメンバーの高齢化がすすみ、ひとり二人と欠け、現在の世話人会は体調不良の人を含め11人で構成されています。実際に会議に出席している人は5～6人ですが、なかには老老介護問題を抱えている人もいます。このままではこれまでのような研・学9条の会の活動を継続していくことが困難になっています。

こうした状況を受けて世話人会では、賛同人の皆様への現状を率直にお伝えするとともに、世話人会の体制を補強するために、世話人会に参加可能な方、一緒に活動していただける方を募ることにいたしました。皆様からのお申し出を心からお待ちしております。

ご連絡・ご意見等は下記のメールアドレスまでお願いいたします。

メールアドレス： [kengaku@9jo.bona.jp](mailto:kengaku@9jo.bona.jp)

2020年9月26日

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人一同

## ーカンパありがとうございましたー

研・学9条の会ニュース68号でお願いしましたカンパの訴えに、多くの方々からご協力いただきました。紙面をおかりしてお礼申し上げます。

研・学9条の会世話人一同

事務局より

ニュースへの原稿を随時募集しています。

- ・憲法9条などへの思いなど
- ・平和運動の体験など
- ・憲法や平和などの川柳など

9条の会ニュースの配布は、メールアドレスを登録されている方は、電子メールで、それ以外の方は郵送しています。

本会では「安倍9条改憲 NO! 憲法を生かす全国統一署名」をお願いしています。

これまでの賛同者数 851名（2020年9月30日）

会へのお問い合わせは

安田公三：TEL/FAX：029-847-3884、

手島昌己：e-mail： [amx01837@mail2.accsnet.ne.jp](mailto:amx01837@mail2.accsnet.ne.jp)

=====  
<編集後記> 今年1月に始まった新型コロナ感染拡大で、研・学九条の会のニュースも4月に69号を発行後、休刊状態になりました。いつも会議場になっている小野川交流センターが使用休止になっていたためです。7月になってやっと世話人会を開くことができ、ニュース70号を発行することができました。